家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年7月10日(金)午後3時30分から午後5時30分まで

第2 場所

東京家庭裁判所中会議室

第3 出席委員(五十音順)

岡田幸之,各務美奈子,鹿野伸二,川原隆司,木元和子,澄川洋子,棚村政行,田村幸一,乃南アサ,原幹生,平井陽子,巻淵眞理子,三森仁,宮嶋芳弘,森邦明

第4 テーマ

家庭裁判所の事件処理と家庭裁判所調査官の役割

第5 議事

- 1 新委員あいさつ (田村委員, 平井委員)
- 2 委員長の転出に伴う新委員長の選任 委員の互選により、田村委員が委員長に選任された。
- 3 家庭裁判所の事件処理と家庭裁判所調査官の役割
 - (1) テーマ選択について

(委員長)

本日は、「家庭裁判所の事件処理と家庭裁判所調査官の役割」というテーマで、一般に必ずしも十分に知られているとはいえない家庭裁判所調査官について、家庭裁判所調査官が事件処理の中でどのような役割を果たしているのか、また、裁判所はそのための人材をどのように採用して育成しているのかという点について御説明した上で、家庭裁判所の紛争解決機能を更に充実させるために、家庭裁判所調査官をどのように活用することが考えられるかなどについて、皆様から御意見を伺って協議をしていきたい。

(2) 家庭裁判所による説明

(説明者)

家庭裁判所調査官は、基本的に家庭裁判所に配置されており、心理学、社会学、社会福祉学、教育学など、行動科学の専門的な知見等を家庭裁判所の事件処理に生かしている。本日は、家庭裁判所における家事事件、少年事件の処理の中で家庭裁判所調査官がどのような役割を果たしているのか、また、家庭裁判所調査官はどのように採用され、養成されているのかについて御説明する。

ア 少年事件における家庭裁判所調査官の役割

① 家庭裁判所調査官の沿革

少年事件を担当する調査官は、今から92年前、少年保護司として誕生した。また昭和26年4月に少年調査官とは別に家事調査官が誕生した。その後、両者が一本化され現在の家庭裁判所調査官となった。

昭和25年当時の国会への法案提出理由によると、当時から少年事件が大きな社会問題であったこと、また、少年調査官業務の重要性や難しさが強調されていることが分かる。

② 少年事件の基本理念である少年の健全育成について

少年は、大人に比べて教育可能性や可塑性、すなわち変化の可能性があるとされているが、この点については、なぜ加害者である少年に対してこんなにも手厚いことをするのかという批判や、犯罪者はできるだけ地域や社会から排除すべきだという考えもある。ただ、犯罪者もいつかは社会に戻ってくるのであって、そもそも排除はできない。教育的手段が少年の再非行防止に有効であり、将来にわたって犯罪者が少なくなるという意味で、社会にとっても利益になると考えられている。

また,少年の非行原因や少年の資質及び環境上の問題は千差万別であるため,少年の問題点に的確に対処し健全な育成を図るには,その少年の現在における問題性に応じた個別具体的な処遇が必要となる。さらに,

その前提として、少年の非行のメカニズムを分析し、例えば、不良仲間との付合いといった非行の発生を促進するような要因、車の運転でいえばアクセルとなるようなものをできるだけ無くしたり減らしたりし、それとは逆に少年を支えてくれるような職場など、非行の発生にブレーキをかけるような要因を検討し、これをできるだけ強いものとしたり、きちんとそれがブレーキとして働くように方向付けしたりしていくということが必要となる。

③ 鑑別所に入所している少年に対する調査について

家庭裁判所調査官は、少年に対し鑑別所で複数回の面接を行う。面接は、1回ごとにある程度時間をかけてじっくりと話を聞いていく。保護者に対する家庭裁判所調査官の面接では、親の苦労をねぎらいながらも、これまでの家庭での養育の実情や問題点、今後の観護方針などをじっくりと聞いていく。少年が中学生の場合には学校との連携も非常に大切なため、中学校を訪問し、打合せを行うこともある。また、保護観察所や児童相談所等の関係機関とも密に連携を取りながら調査を進めている。

なお,事案の内容に応じ,被害者の方に照会書を送付して,被害の実情や処分について御意見をおうかがいすることもある。また,被害者の方の御協力を得て,直接お話をうかがわせていただくこともある。

以上の家庭裁判所調査官による調査と平行して,鑑別所では資質鑑別, すなわち,鑑別技官による心理検査や面接,観護担当教官による行動観 察などが行われ,裁判所に鑑別結果が送られる。

家庭裁判所調査官は、このように幅広く情報を集め、それを分析し処 遇意見をまとめて裁判官に少年調査票を提出する。

④ 少年事件における調査の目的

少年事件を担当する家庭裁判所調査官が何のために調査を行うのかということについてまとめると、大きく次の3点にまとめられる。1点目

は、少年がなぜ事件を起こしたのか、そもそも少年がなぜ犯罪に手を染めるようになってしまったかという非行メカニズムを解明すること、2点目は、再非行のリスクや危険性の判断及び将来予測を行うこと、3点目が、再非行を防ぐために少年や保護者に対して適時適切な指導や更生のための働き掛けを行った上で、的確な処遇指針を立てて意見を提出することといえる。

⑤ 審判手続きでの役割

審判は、少年の処分を決定する裁判官のほか、家庭裁判所調査官、書記官、付添人などが出席し、保護者同席のもとで進行する。審判に出席する家庭裁判所調査官には、審判の教育的効果を高め、審判が円滑に運営されるようにすることが役割として求められており、家庭裁判所調査官は審判廷において裁判官の許可を得て意見を述べることもできる。実際の審判では、家庭裁判所調査官による詳しい調査のもとに、少年の生い立ち、父母との関係などについて、裁判官と少年、保護者との間でかなり深いやりとりがされる。

⑥ 試験観察

試験観察とは、少年法25条に定められており、少年に対し遵守事項 及び約束事項を定めて、少年がそれを守ることができるかどうかを観察 していくというものである。期間は、一般的には三、四か月程度だが、 それぞれの事案で異なっている。

また,試験観察は,運用上2つの類型に区分される。一つは,少年を 一旦自宅等に戻して,そこから定期的に裁判所に通わせて指導を行う在 宅の試験観察,もう一つは,担当家庭裁判所調査官の観察に併せて保護 者以外の適当な施設,団体,個人に少年の補導を委託し,補導委託先の 指導を受けさせて少年を観察する補導委託である。補導委託による場合 は,家庭裁判所調査官が定期的に補導委託先を訪問する。 また,試験観察には,試験観察決定前の調査を更に補強・修正し,少年の問題点などについての専門的判断をより的確にするという目的もある。すなわち,試験観察とは,試薬を投じて反応を見るものといえる。さらに,処分がまだ決まっていないということで,少年に適度な緊張感や危機感を与え続け,教育的効果を狙うという面もある。

⑦ まとめ

これまで繰り返し御説明しているとおり、家庭裁判所調査官には少年の再非行防止を実現することが大いに期待されている。ただ、少年の再非行防止は、家庭裁判所調査官、裁判所だけで実現するのは難しく、学校や児童相談所、保護観察所、付添人弁護士など、少年を取り巻く関係機関などとも密に連携し、処分決定後も地域社会全体で少年の立ち直りを支えることができるような土台作りを行うことも重要となる。その中で、家庭裁判所調査官が家族、人、社会の架け橋として、自らの役割をしつかり果たすことが重要となる。

イ 家事事件における家庭裁判所調査官の役割

① 家事事件における主な役割

家事事件における家庭裁判所調査官の主な役割として,事実の調査, 調整,期日立会い等が挙げられる。特に調査は,家庭裁判所調査官の仕 事の中核であり,家事審判,家事調停に加えて,離婚訴訟でも主に親権 者の指定に関して調査を行っている。

なお、少年事件では基本的に全ての事件について家庭裁判所調査官が関与するが、家事事件では全ての事件に家庭裁判所調査官が関与するわけではない。裁判官が事件の手続進行の中で家庭裁判所調査官の関与が必要と判断したときに、調査や期日立会いなどについて命令を出し、それを受けて家庭裁判所調査官が関与する形となっている。

② 事実の調査、調整、期日立会い

調査、調整、期日立会いについて、調停事件を例に挙げて説明する。

まず、期日立会いとは、家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会い、調査の必要性を見極めて調停委員会に意見具申したり、調停委員や当事者に対して専門的知見をもとに助言や進行に関する意見を述べて紛争解決に向けた調停の進行を補佐、援助するものである。調停を進めるのは調停委員会だが、例えば、子をめぐる争いの場合、子どもの発達の観点や家族心理学の知見を踏まえて当事者に助言したり、また、精神的に不安定な当事者の心理的サポートをするなどして、合意形成に向けて調停委員会を補佐する。

次に、調査とは、調停を進めていく上で必要な事柄について、家庭裁判所調査官の専門的知見や機動性を生かして明らかにしていくものである。具体的には、当事者と個別に面接して時間をかけて主張や心情を整理したり、子どもに直接会って気持ちや意向を聞いたり、子どもが暮らす家に行って生活環境を把握したり、家庭での子どもの様子を観察したりする。また、保育園や学校に出向いて子どもの様子を尋ねたりもする。

そして、調整とは、調査面接等の場面で当事者の感情や心理的側面に 働き掛けを行っていくことである。例えば、情緒的に混乱して主張が堂 々巡りになっている当事者に対し、カウンセリング技法を生かして気持 ちを落ち着かせ、問題解決に向けた意欲を引き出すように働き掛けたり する。また、子の福祉の観点から、面会交流の円滑な実施に向けて支援 したり、親に子どもの気持ちを理解してもらえるような教育的な働き掛 けを行ったりしている。

これら調査官の活動は、単独で成り立つものではなく、調停期日に立ち会い、調停の状況を踏まえて調査を実施し、調査の中で調整も行い、 更に調停期日に立ち会って調査結果について説明をするとともに、家庭 裁判所調査官の意見を伝え、調停の進行を補佐していくというように連動していくのである。

③ 離婚調停事件における家庭裁判所調査官の役割

家庭裁判所調査官の役割について,より具体的に御理解いただくため, 未成年の子がいる夫婦の離婚調停の架空ケースを交えて説明する。

このケースでは、妻が、夫と離婚すること及び長女の親権者を妻とすることを求めて調停を申し立てた。夫婦は、妻が単身で家を出る形で別居し、妻はひとり暮らし、長女は夫と暮らしている。

調停で、双方とも離婚について合意したが、親権については互いに譲るつもりはないと強く主張した。また、感情的にも激しく対立して、調停は紛糾した。このように子どもをめぐる対立が激しいケースについては、子どもにとって何が望ましいのかという子の福祉の視点から問題解決を図るために家庭裁判所調査官が関与することが多い。

このケースでは、裁判官の命令により、家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会うこととなった。家庭裁判所調査官は、当事者と調停委員がやりとりをする傍らで、調停が円滑に進むように、タイミングを見計らって必要な助言や働き掛けを行ったり、どのような時期にどのような調査や働き掛けをすれば問題解決が進むのかを考え、調停委員会に意見を述べていくこととなる。

本件では、家庭裁判所調査官は調停の席上で、カウンセリングの技法も活用して、感情的に混乱している当事者が落ち着くように働き掛け、また、長女にとって何が大切なのかという子の福祉の視点から夫と妻が子どもの問題に向き合えるようそれぞれに助言した。そして、長女の福祉に配慮しながら、より現実に即した問題解決を図るため、長女の生活の様子や気持ちを把握する必要がある旨を調停委員会に意見具申した。調停委員会は家庭裁判所調査官の意見を踏まえて検討し、次回期日まで

に子の状況について調査を行うよう,裁判官から命令が出された。

このように、親権や面会交流など、子どもをめぐる紛争については、 当事者から話を聞くのみではなく、子どもの状況や気持ちを把握し、それを踏まえて解決の方向性を模索していくことが必要になることが少なくない。そのような場合には、家庭裁判所調査官が子どもの調査を行い、子どもと面接したり、家庭訪問をして様子を見たり、学校や保育園に行って様子を尋ねたりして、子どもの状況や気持ちを把握することになる。

家庭裁判所調査官は、赤ちゃんから思春期さなかの中学生や高校生など、さまざまな年齢の子どもと会うので、発達心理学などの知見を生かし、その年齢や発達の段階に応じて対応や言葉遣いを考慮して面接や観察を行っている。そして、調査したことを分析、評価し、問題解決に向けた意見を付して裁判官や調停委員に報告している。

本件では、家庭裁判所調査官は、家庭訪問をして長女と面接した。長女の言語能力や理解力など発達段階を考慮しながら話をし、家での生活の様子や父親との関係を観察した。また、長女の保育園に行き、担当の保育士などから長女の保育園での様子を尋ね、家での様子との比較も行った。それらによって、父親の監護態勢や監護能力に問題はなく、長女も父親のもとで健やかに育っていることが確認できた。また、長女との面接では、生活の様子を聞くほか、母親についても話を聞いた。

家庭裁判所調査官は、調査で分かったことと家庭裁判所調査官の意見を報告書にまとめて調停委員会に報告を行う。本件では、家庭裁判所調査官の意見として、父親の監護状況は良好であると認められること、長女は母親について口では会いたくないと言っているが心の中では思慕の念を抱いていると認められること、よい母親像を持って成長できるよう母親との継続的な面会交流が望まれることを述べた。

次の調停期日で、当事者双方は、調査結果と家庭裁判所調査官の意見

を踏まえた上で親権や面会交流の問題について検討した。その結果,母親は長女との交流を続けていけるのであれば親権を諦めるとの意向を示した。一方,父親は,長女が会いたくないと言っているとして面会交流に消極的な態度であった。そこで,調停委員会は紛争解決に向け,また面会交流の在り方を検討するため,家庭裁判所の児童室を利用した試行的面会交流を行うことが有意義だと判断し,裁判官から家庭裁判所調査官に対して次回期日までの間に試行的面会交流を行うよう命令が出された。試行的面会交流では,家庭裁判所調査官は,面会交流の場に同席し,長期間会わないでいた親子がスムーズに交流できるようサポートしたり,その様子を観察して,今後どうすればスムーズに交流を続けられるようになるか検討していくこととなる。

本件の試行的面会交流では、長女は、母親が児童室に入ってくると、 最初は硬い表情で目を合わせようとしなかったが、母親に優しく声を掛けられると笑顔になり、家庭裁判所調査官の勧めを受けて母親と2人で 楽しそうに遊び始めた。父親は、長女が母親と楽しげに遊ぶ姿を見て、 長女なりに父親に気を使っていたのではないかと気付いたようであった。

家庭裁判所調査官は、試行的面会交流の様子を詳しく調停委員会に報告し、やはり父母が協力して面会交流を円滑に続けていくことは長女にとって望ましいことだとの意見を付した。

次の調停期日では、調停委員会の指揮のもと、試行的面会交流の状況 を踏まえて話し合い、長女について、親権者は父親とし母親は面会交流 を続けていくとの方向で合意することができた。

このように、家庭裁判所調査官は、調停委員会を補佐し、紛争解決に 向けて調停の進行を見極めながら、調査や調停期日への立会いをうまく 組み合わせ、その中で紛争の背景となっている当事者の思いや事情を把 握し、当事者に対して働き掛けを行っている。 このように、家族や子どもが抱えるさまざまな事情や心情を扱う家事 事件には、法律的な解決を図る上で、事件の背景にある人間関係や個々 の思いも合わせて考慮していくことが大切になっている。その中で、家 庭裁判所調査官は、行動科学の専門知識や機動性を生かして紛争解決の サポートを行っている。

ウ 家庭裁判所調査官の採用と養成について

① 家庭裁判所調査官について

家庭裁判所調査官は、裁判官の命令に従って、家事事件及び少年事件の審理に必要な調査を行う。事件に関する法律的な枠組みを前提とした上で、心理学、社会学など行動科学の知識と技法を生かしながら当事者や少年と面接するなどして調査を行い、必要に応じてカウンセリング等の技法を用いた心理的な調整や、学校、児童相談所などの関係機関との連絡調整なども行い、その結果を裁判官に報告する。

このように、家庭裁判所調査官は、家庭裁判所において行動科学の知見を活用して事実の調査や調整活動を行う専門職ということができ、現在、全国の50か所の家庭裁判所本庁及び主要な支部に約1500人が配置されている。

家庭裁判所調査官は、さまざまな問題を抱える当事者や少年と直に接し、問題解決に向けて援助を行う仕事をしている。そこで家庭裁判所調査官には人や家族に対する関心や情熱、豊かな人間性と感受性、安定した情緒、常識的なバランス感覚などが求められる。その上で、行動科学の専門的な知識や技法などが必要となるので、大学や大学院において法律学のほか心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの人間関係諸科学を専攻していた者が多く在籍している。

なお, 家庭裁判所調査官は総合職として位置付けられており, 裁判所

の組織運営にかかわる者として,裁判所全体の組織的課題などに取り組 んでいく姿勢や能力も求められている。

② 家庭裁判所調査官の採用について

家庭裁判所調査官になるには、裁判所が実施する裁判所職員採用総合職試験(家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分)に合格し、家庭裁判所調査官補として採用される必要がある。採用試験の内容は、公務員として必要な基礎能力、家庭裁判所調査官補に必要な人間関係諸科学や法律学などの専門知識、さらに総合職としての資質や能力を問うものとなっている。

なお、平成27年度採用試験から試験制度が一部変更となった。具体的には、試験名称について、より分かりやすいものとなるよう、従前の「総合職試験(人間科学区分)」から、現在の「総合職試験(家庭裁判所調査官補)」に変更になり、試験地についても、1次試験、2次試験の試験地が大幅に拡大され、試験問題についても、1次試験の専門試験における選択の幅が広がるとともに、解答数が6題から3題に絞り込まれるなど、これまで以上に受験者の利便性等に配慮した改善が行われた。

家庭裁判所調査官補に採用されると、家庭裁判所に配属されるとともに、直ちに裁判所職員総合研修所に入所し、2年間の養成課程研修を受けることとなる。この研修は、研修所での合同研修と、各家裁での実務修習とに大きく分かれている。合同研修では、実務経験の豊かな裁判官教官や調査官教官の指導のもと、裁判制度や関係法規、また心理学、社会学などの行動科学、さらには調査面接技法や心理テスト演習などの多彩な研修カリキュラムが組まれており、これらを通じて、たとえ大学等での専攻分野がさまざまであったとしても、それぞれの人が一様に家庭裁判所調査官として必要とされる専門知識や技法、素養などを確実に身に付けられるようになっている。そして、養成課程研修を修了した者が

家庭裁判所調査官に任命されることになる。

③ 家庭裁判所調査官の受験申込状況について

家庭裁判所調査官補の採用においては、理解力、論理的思考力などに優れた人材の確保に努めているところ、平成27年4月期の家庭裁判所調査官補の採用は45人であった。一方、家庭裁判所調査官補の採用試験受験申込者数のここ数年の推移を見ると、年々申込者が減少しており、平成27年度は若干持ち直したものの、平成24年以降1000人を割り込んだ状態が続いている。

このような状況において、今後も能力や適性の高い人材を確保していくには、受験申込者数を増加させることが急務であり、そのためには家庭裁判所調査官に関心を持つ学生などの裾野を一層広げていくとともに、家庭裁判所調査官に関心を向けていない、あるいは家庭裁判所調査官を知らない受験者層に向けても効果的にPRをして、家庭裁判所調査官という職種の認知度を高めていく必要があると考えている。

東京家裁においても、業務説明会、裁判所見学、出前講義といった広報活動に取り組んでいる。

業務説明会の形態としては、事前に募集した参加者を東京家裁に招いて実施するものと、大学などに家庭裁判所調査官が直接赴いて実施するものとがある。いずれも年複数回実施しており、家庭裁判所調査官の職務を知ってもらうための説明を行っている。

裁判所見学では、家庭裁判所調査官も案内役を務めるなどして、その 存在と役割をアピールしている。

また,大学のゼミ担当教授などからの要請に応じて,家庭裁判所調査 官が大学まで講義に赴き,家裁の裁判手続や事件処理の概況等について 講義するとともに,家庭裁判所調査官の職務についても紹介をしている。

今後も引続き積極的な広報活動に努め、受験申込者を増やして優秀な

人材を確保していくための取組を続けていきたいと考えている。

(3) 意見交換

(委員)

家庭裁判所調査官の給源としてはどのような学部の方が多いのか。

(説明者)

人文・社会学系の学部(心理学,社会学,社会福祉学関係等)や教育学部のほか、法学部出身者がいる。

先ほども御説明したが、平成27年度からは、心理学、社会学等の行動科学を専攻する学生のみならず、法学専攻の学生にとっても受験しやすいような改善がされている。

(委員)

平成22年から24年にかけて受験者が大きく減っているが、何が原因と 考えられるのか。

(説明者)

明確な分析は無いが、地方公務員とかけ持ちをしている学生は多いようである。また、大学での業務説明会等の折りには、「家庭裁判所調査官の試験は難しいというイメージがあり、説明を受けても受験を躊躇してしまう。」という感想を伺うこともある。

(委員)

以前は、夢や志を持っていれば、多少そのハードルが高くても挑んでみるという人がかなりいたと思うが、現在の社会情勢の中で、大学生が、冒険というか、余りリスクの高いことに挑戦しない傾向というのは全体としてあると思う。そういう意味では、リスクの高さや合格率、またどれくらいやれば大丈夫なのかという具体的な情報提供を積極的にする必要があるとは思う。

また、もう一つは、今の子供たちは文字や言葉の情報では余り実感しない

傾向がある。だから、家庭裁判所がそれを提供するというわけにはもちろんいかないと思うが、家庭裁判所調査官についての何かドラマとかそういう目に見える形で、例えば「YOU TUBE」のような目に見える形で彼らに届けるようなことを積極的にされたほうがいいのではないかと思う。

(説明者)

少年事件における家庭裁判所調査官の役割ということであれば、最高裁作成のDVD「少年審判~少年の健全な育成のために」を業務説明会等の際に 視聴してもらうということもあり得るかとは思う。

(委員)

家庭裁判所調査官について広報をやるのであれば、今の若い人たちは、なりたいと思ってもその手段や方法が分からないとなかなか実際に行動したりチャレンジするという方向に進まないので、勉強方法や試験の体験談の紹介があるといいのではないかと思う。

(説明者)

受験対策本のような冊子は出版されているが,今はインターネット世代な ので,本だけではなくそういう形でもアクセスできたらよいかと思う。

(委員)

採用試験の内容を、法律専攻者にとって受験しやすいように変更されたという説明があったが、それだと法律か人文諸科学の学科かどちらに軸足を置いていいのか、それとも両方を極めないと受けられないのかと受験者が臆するのではないかという気もするが、受験者を増やしたいということと、法律専攻者が受験しやすいように変更したということはどのように連動するのか。(説明者)

試験制度の改変は、法学部出身者への間口を広げたと御理解いただきたい。 大学等で法学を専攻していた者であれ、心理学や社会学等の行動科学を専攻 していた者であれ、それぞれが家庭裁判所調査官として必要とされる専門知 識や技法、素養などを確実に身に付けられるよう、合格した後の裁判所職員 総合研修所での研修や実務修習、実習を通じてきちんとサポートしていく。

(委員)

少年審判に限らず家事の分野においても、児童養護施設や社会福祉施設との共通の課題がたくさんあるという印象を強く持っているが、それらの分野と家庭裁判所調査官との交流は考えられないか。家庭裁判所調査官の活動は家庭裁判所に来ないとなかなか分からないが、もう少し積極的に外に出て活動する場や役割があると思うので検討いただきたい。

(委員)

企業でも採用活動や応募してくれる人数を増やすということは非常に重視している。また、応募者の比率も女性が非常に増えているが、この女性の応募者が一番気にするのが自分の人生の様々なステップの中でどれだけ長く働くことができるのかということである。これは、男性と違う女性ならではの応募者の特徴だと思っており、それに対してこちらも、こういうふうに働いたらキャリアはこういうふうにアップしていくよというようにきちんと応えていかないといけないなということを非常に強く感じて活動している。また、応募者に対して仕事はハードであるが、一方でやりがいもあるということもきちんと伝えるようにしている。

また、今の学生にとって目で見えるということは非常に重要だが、基本的に本や冊子は読まず、インターネットを、もっと細かく言うとPDFなどのクリックしてわざわざ開く必要があるものは開かず、インターネットで見るときも、その画面をそのまま開いたら先輩がこんなふうに働いていますということが見えるというくらいに至れり尽くせりしているのが現状となっている。

(委員長)

インターネットをいかに効果的に使っていくかということについては、今

後の課題であると思っている。

(説明者)

裁判所でも、特に家庭裁判所調査官は女性の比率が高いので、ライフサイクルに合わせた活躍の在り方というところも更にPRしていきたいと思う。

(委員)

今の若い人と接していると、ライフイベントなどに対する支援や制度について、様々な情報の中でかなり現実的に考えていると感じるので、こちら側も求められている情報を、ネット等を利用することも含めできるだけ目に見える形で分かりやすく伝えていくことが大切だと思う。

(委員)

裁判所としては、家庭裁判所調査官に対する研修がしっかりしているということも強いアピールになると思う。

また、少年事件では、家庭裁判所調査官の外、鑑別所の職員、技官の方、 弁護士など様々な人が関わっているが、それぞれの持っている情報が縦割り になっており情報のアクセスが悪く、それぞれの情報がどのように生かされ ているのだろうかと思うことがある。今後はもっと情報共有していく必要が あると思う。

(説明者)

情報共有の点については、まさにそのとおりであり、少年に対し働き掛けるべきところについて共通理解をした上で、集中的に働き掛けていくというようなことが必要だろうとは感じている。

(委員)

裁判所は、これまで行っている連絡協議会のように参加者に来てもらうというやり方ではなく、家事事件も含めもう少し外部の機関に積極的に出向くなどして、それらの機関とネットワークを築くといった連携を取る必要があるのではないかと思う。裁判所の中立性などの点からある程度の制約がある

かとは思うが、研究会など私的なものであっても、組織として、そういうと ころでの情報を得て活動に生かすという意味でも積極的に参加してもらいた い。この点について、海外では割合と敷居が低く、ワークショップなどに積 極的に参加して人的な交流を通して成果を上げているところがある。

(委員)

家庭裁判所調査官との連携という点では、定年退職したOBの女性の方に非常勤として働いてもらっており、一種の連携ができていると思う。家庭裁判所調査官の冷静沈着な判断力など生かさせていただいており、たいへん助かっている。女性のワークライフバランスという点では、家庭裁判所調査官は総合職なので全国勤務があり、そのために家庭を持った方が仕事が続けられなかったという話も聞いたことがあるが、家庭を持った方への配慮などはどのようになっているのか。

(説明者)

家庭裁判所調査官に関しても,家庭事情など個別事情への様々な配慮を行っているところではある。

4 次回予定

平成27年12月18日(金)午後3時00分